

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外	97.1%
全ての職員	75.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	93.7%
26～30年	89.3%
21～25年	90.9%
16～20年	93.5%
11～15年	91.6%
6～10年	93.7%
1～5年	96.5%

【説明欄】

全職員に係る男女の給与の差異に係る主な要因

【任期の定めのない常勤職員について】

・管理職（課長補佐相当職以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低いこと（男性 78.0 %、女性 22.0 %）
・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 85.3 %、住居手当の受給者に占める男性の割合は 63.6 %である。

【全職員について】

・任期の定めのない常勤職員以外の女性比率が高いこと。

全職員の内訳：

男性 「任期の定めのない常勤職員」 80.2 % 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」 19.8 %

女性 「任期の定めのない常勤職員」 43.0 % 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」 57.0 %

勤続年数別の男女の給与の差異に係る主な要因

【36年以上】

管理職割合が女性 50.0 %、男性 61.8 %となっていることが主な要因

【31～35年】

管理職割合が女性 34.6 %、男性 53.1 %となっていることが主な要因

【26～30年】

管理職割合が女性 21.4 %、男性 40.0 %となっていることや、給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 7.1 %、男性が 0 %であることのほか、時間外勤務手当の年間平均額が女性 368,518 円に対し、男性 626,132 円と乖離していることが主な要因

【21～25年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 10.3 %、男性が 3.8 %であることのほか、時間外勤務手当の年間平均額が女性 343,673 円に対し、男性 662,107 円と乖離していることが主な要因

【16～20年】

管理職割合が女性 2.6 %、男性 24.4 %となっていることや、給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 23.7 %、男性が 2.6 %であることが主な要因

【11～15年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 36.7 %、男性が 5.4 %であることのほか、時間外勤務手当の年間平均額が女性 233,185 円に対し、男性 472,127 円と乖離していることが主な要因

【6～10年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 38.1 %、男性が 17.3 %であることのほか、時間外勤務手当の年間平均額が女性 243,636 円に対し、男性 359,246 円と乖離していることが主な要因

【1～5年】

給与に影響のある休職（育休や部分休業等）を取得した女性が 14.5 %、男性が 3.2 %であることのほか、時間外勤務手当の年間平均額が女性 171,171 円に対し、男性 350,566 円と乖離していることが主な要因

* 職員の給与の男女の差異に用いる職員数について、短時間勤務の職員は、常勤職員の所定勤務時間（週 38 時間 45 分）を基礎に勤務時間による按分によって算出している。（例：短時間勤務職員（週 31 時間勤務）→ 4 / 5人）